

鳥取縣公報

昭和十五年三月一日
第一千百九號

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

縣令

◆鳥取縣令第十二號

昭和九年十一月鳥取縣令第四十六號少年教護法施行細則中左ノ通改正ス

昭和十五年三月一日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

第十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十二條ノ二第十一條及前條ノ規定ニ依ル少年ノ委託ニ要スル費用ノ限度ハ一人一日四十錢トス

附則

本令ハ昭和十五年三月十日ヨリ之ヲ施行ス

告示

◆鳥取縣告示第百拾九號

昭和十五年二月十五日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十四年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算同年度特

別會計就學獎勵資金歲入歲出追加豫算同年度特別會計小學校教員恩給金歲入歲出追加豫算同年度特別會計慈惠救濟金歲入歲出追加更正豫算並昭和十五年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算同年度特別會計中等學校改築費歲入歲出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十五年三月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

昭和十四年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算

歲入 經常部 臨時部 歲出 經常部 臨時部

第十一款	使用材料及手數料	二〇、〇〇〇圓
第十二款	國庫下渡金	二〇、〇〇〇
第十三款	警察費下渡金	五七
第一項	雜收	八、一九〇
第六項	物品賣拂代	二〇四
第八項	過年度收入	七、七三六
第九項	雜收入	二五〇
歲入經常部計		二八、二四七
臨時部		

第一款	綠越金	一、一二七
第二款	國庫補助金	五、〇六六
第三項	教育補助金	七、三〇〇
第四項	衛生費補助金	六六
第五項	勸業費補助金	四三、四五〇
第六項	社會事業費補助金	二五〇
第三款	寄附金	八、一九一
第三項	勸業費寄附金	七、一九一
第九項	警察費寄附金	一、〇〇〇
第九款	國庫交付金	六四、六〇〇
第一項	社會事業費交付金	六四、六〇〇
歲入臨時部計		一二四、九八四
歲入合計		一五三、二三一

第二項	經常部	一、〇五五圓
第一款	縣會議費	一、〇五五

第三款	縣職員費	九四二
第四款	警給諸費	九四二
第五款	警察給及諸給	四一
第六款	警察廳舍修繕費	一、三〇六
第七款	修繕費	一、三〇六
第八款	教育費	二、四二〇
第九款	師範學校及八頭高等女學校費	九五〇
第十款	中學校費	三七五
第十一款	高等女學校費	三四五
第十二款	農業學校費	一〇五
第十三款	商業學校費	一二〇
第十四款	工業學校費	一六五
第十五款	米子商蠶學校費	七五
第十六款	學事諸費	二八五
第十七款	衛生及病院費	六五〇
第十八款	衛生生諸費	六五〇
第十九款	勸業費	一七、一八七
第二十款	農事試驗場費	一、五八七
第二十一款	農產物檢查所費	二、四八二

第七項	蠶業取締所費	二七
第八項	商工獎勵館費	三、五〇〇
第九項	產業獎勵費	八、七九一
第十項	勸業諸費	八〇〇
第十一項	社會事業費	二五〇
第十二項	社會事業諸費	二五〇
第十三項	財產持費	七、九九三
第十四項	財產持費	七、九九三
第十五項	維持費	三、八四四
第十六項	歲出經常部計	三一、八四四

臨時部

第二款	教育費	八、二四五圓
第三款	工業學校費	一、七一〇
第四款	師範學校費	六、五三五
第五款	勸業費	一四、〇二六
第六款	勸業費	一四、〇二六
第七款	教育補助費	五五〇
第八款	教育補助費	五五〇
第九款	勸業補助費	六、七四八

第一項	勸業補助費	六、七四八
第三十四款	事業費	一四、四二一
第四項	勸業費	一三、五三六
第六項	兵事諸費	一、八八五
第四十九款	雜出	一、一二七
第一項	過年度追拂	四六〇
第三項	過年度返納金	六六七
第五十七款	軍事援護費	六四、六〇〇
第一項	軍事援護費	六四、六〇〇
第六十一款	早害對策施設費	一、〇〇〇
第一項	早害對策農產物施設費	一、〇〇〇
第六十九款	農用機械購入費	一〇、六七〇
第一項	農用機械購入費	一〇、六七〇
歲出臨時部計		一一一、三八七
歲出合計		一五三、二三一

昭和十五年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算

△印減高

第十一款	經常部	四、六二〇圓
	使用材料及手數料	

第一項	使用手料	四、三七八
第二項	國庫下渡金	二五〇
第十二款	國庫下渡金	三三、一一八
第一項	警察費	三三、一一八
第十三款	雜收入	一八、三一五
第八項	過年度收入	一八、三一五
歲入經常部計		五六、〇六一
第二項	臨時部	一七、一〇〇圓
第二款	國庫補助金	一七、一〇〇
第三項	教育補助金	一七、一〇〇
第三款	寄附金	二二、八一五
第二項	教育寄附金	二二、八一五
歲入臨時部計		四〇、九一五
歲入合計		九六、九七六
第四款	經常部	三三、七六二圓
第四款	警察費	三三、七六二
第一項	俸給及諸給	二八、〇六六
第二項	應給費	五、六九六
第七款	教育費	二三、七一
第一項	師範學校及八頭高等女學校費	六、一九〇

第二項	中學	費	三、二四五
第六項	工業學校	費	四、二七六
第十項	男子師範學校大陸科	費	一〇、〇〇〇
第十一項	社會教育費		八四〇
歲出經常部計	青年學校教員養成所費		八四〇
臨時部			五八、三二三
第二款	教育費		八、三四八圓
第三款	工業學校費		八、三四八
第十一款	教育補助費		六、五〇〇
第四十三款	鳥取第二中學校建設費本年度支出額		六、五〇〇
第一項	鳥取第二中學校建設費本年度支出額		二二、八一三
歲出臨時部計			二二、八一三
歲出臨時部計			三三、八一五
歲出臨時部計			三八、六六三
歲出臨時部計			九六、九七六
昭和十四年度特別會計就學獎勵資金歲入歲出追加豫算			
歲入	國庫交付金		一、二六九圓
歲入	國庫交付金		一、二六九
歲入	國庫交付金		一、二六九

第一款	就學獎勵費		一、二六九
第一款	就學獎勵費		一、二六九
第一款	就學獎勵費		一、二六九
昭和十四年度特別會計小學校教員恩給金歲入歲出追加豫算			
歲入	繰越金		一、二六九
歲入	繰越金		一、二六九
歲入	繰越金		一、二六九
第一款	小學校教員恩給金		一、八〇〇圓
第一款	小學校教員恩給金		一、八〇〇
第一款	小學校教員恩給金		一、八〇〇
第二款	扶助料		三、〇八五
第一款	扶助料		三、〇八五
第一款	扶助料		三、〇八五
第三款	一時恩給金		四、〇五三
第一款	一時恩給金		四、〇五三
第一款	一時恩給金		四、〇五三
昭和十五年特別會計中等學校改築費歲入歲出追加豫算			
歲入	補充金		一、六五〇圓
歲入	補充金		一、六五〇
歲入	補充金		一、六五〇

第一 出	第一 款	中等學校改築費	一、三〇〇
第二 出	第二 款	豫備費	一、三〇〇
第三 出	第三 款	豫備費	三五〇
第四 出	第四 款	豫備費	三五〇
合計	合計	合計	一、六五〇

昭和十四年度特別會計慈惠救濟金歳入歳出追加更正豫算

第一 出	第一 款	救濟費	七、四八三圓
第二 出	第二 款	救濟費	七、四八三
合計	合計	合計	七、四八三
第一 出	第一 款	救濟費	七、四八三圓
第二 出	第二 款	救濟費	七、四八三
合計	合計	合計	七、四八三

鳥取縣告示第百二十號
米穀現在高調査員左ノ通囑託解囑アリタリ

昭和十五年三月一日 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

囑託者	解囑者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託解囑年月日
井戸垣繁利	岡田 貫一	八頭郡若櫻町	八頭郡若櫻町役場	昭和十五年二月二十日
谷口 利人	池本 良信	東伯郡 榮村	東伯郡 榮村 役場	同
後藤 清一	西川 廣治	日野郡溝口町	日野郡溝口町役場	同
	岡村善右衛門	氣高郡神戸村	氣高郡神戸村役場	同

鳥取縣告示第百二十一號
西伯郡手間村大字天萬福間勇次郎ニ對シ二月二十二日付羊豚家兔商免許鑑札左ノ通下付セリ
昭和十五年三月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄
一 鑑札番號 第六十八號
一 取扱家畜 家兔及兔毛皮

鳥取縣告示第百二十二號
鳥取縣立農事試驗場ニ於テ昭和十五年四月入場セシムベキ農業練習生ヲ募集ス其ノ要項左ノ如シ
昭和十五年三月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄
農業練習生募集要項
一 本場ノ位置 鳥取市吉成(鳥取驛下車約十五町)
一 養成方針
本縣ニ適切ナル農業經營並ニ農村開發ノ指導ニ必要ナル學術技藝ヲ修得セシムルヲ以テ目的ト

シ左ノ二種ニ分ツ

イ 農會技術員養成所練習生 農會技術員養成ヲ目的トス
ロ 農事試驗場練習生 農村幹部及精農家養成ヲ目的トス

一 募集人員

イ 農會技術員養成所練習生 二十名
ロ 農事試驗場練習生 二十名

一 修業年限

イ 農會技術員養成所練習生 二ケ年
ロ 農事試驗場練習生 二ケ年

一 入場資格

品行方正、身体強健、志操堅實ナル本縣在籍者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

(一) 農會技術員養成所練習生

イ 舊甲種農業學校卒業程度以上ノ學力ヲ有スル者

ロ 舊乙種農業學校又ハ青年學校本科農業科卒業程度以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ農事試驗場

又ハ修練農場等ニ於テ一年以上ノ訓練ヲ受ケタル者

(二) 農事試驗場練習生

高等小學校ヲ卒業シ農業ニ經驗アル者若ハ之ト同等以上ノ學力經驗ヲ有スル者

一 入場手續

入場志望者ハ町村長又ハ郡市町村農會會長若ハ學校長ヲ經テ別ニ定ムル書式ニヨリ志願書ニ自筆ノ履歷書並ニ最終學年ノ學業成績證明書ヲ添付シ昭和十五年三月十五日迄ニ差出スコト

一 採用方法

(一) 科目
イ 筆記試驗

農會技術員養成所練習生 代數、農業、作文
農事試驗場練習生 算術、理科、作文

ロ 口頭試問

試驗期日 三月二十六日

(二)(三) 試驗場所 鳥取縣立農事試驗場並ニ西伯分場

一 手当

練習生在場中ハ豫算ノ範圍内ニ於テ若干ノ手当ヲ支給スルコトアルベシ

一 其ノ他詳細ハ鳥取縣立農事試驗場ヘ照會アリタシ

◆鳥取縣告示第百二十三號

職員健康保險法施行令第二條第二項ノ規定ニ依ル被保險者ノ俸給、給料又ハ賃金ニ準ズヘキ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ノ標準價格左ノ通定メ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年三月一日

鳥取縣知事

副 見

喬

雄

一 食 事

一月ニ付

金 拾 貳 圓

二 住 宅

但シ一日一食給與ノ場合

金 五 圓

三 被 服

疊一疊一月ニ付

金 五 拾 錢

被服ノ給與又ハ貸與一月ニ付

金 壹 圓 五 拾 錢

彙報

命令

鳥取縣農林技手ニ任ス
種畜場大山分場勤務ヲ命ス

(以上二月十三日付)

大谷啓助

(各通)

杉本

谷本

高田

田中

野崎

野崎

秋山

玉山

玉山

地方警察技手ニ任ス

警察部保安課勤務ヲ命ス

警察部保安課勤務ヲ命ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

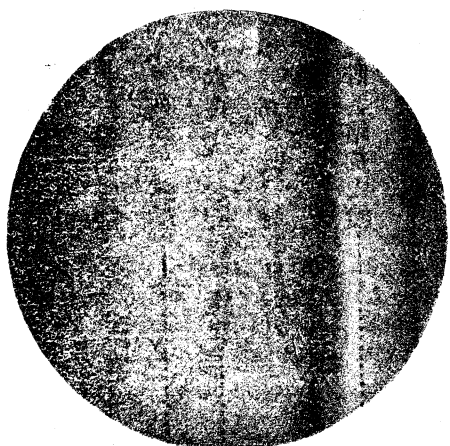
鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

鳥取縣農林主事補ニ任ス

彙報 第四十三號



事變特報

舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

目 次

- 一 映書法令施行に就て……………(保安課)一七頁
- 一 常會の一般的常識……………(地方課)一九頁
- 一 節米と列國の經驗……………(時局課)二四頁
- 一 二千六百年記念貯金を奨む……………(同)二七頁
- 一 軍手、ゴム靴、地下足袋の配給統制に就て……………(商工水産課)二九頁
- 一 國民貯蓄増加成績……………(時局課)三〇頁
- 一 疫病と人口問題……………(衛生課)三三頁
- 一 戦歿軍人寡婦教員養成……………(社會課)三八頁
- 一 共同炊事に就て……………(時局課)四一頁
- 一 戦歿者遺兒の靖國神社參拜……………(社會課)四三頁

統制に於ける赤禪



映 畫 法 令 施 行 に 就 て

從來映畫興行に關しては一般的中央法令が無かつたのでありますが、今日に於ける映畫は單なる國民の娛樂機關ではなく、所謂國民文化の指導機關とまで發展して來ました。依つて政府に於ては之が質的向上と、映畫事業の堅實なる發展を期するために、新に昨年十月一日より「映畫法」竝に「同施行規則」が制定せられ、従つて本縣に於ても從來の縣令「活動寫真取締規則」を以てしては到底其目的達成上種々不備があるばかりでなく、其筋よりの通牒の次第も有りまして新に二月九日鳥取縣令第

號を以て「映畫法施行細則」を制定公布せられ、同十一日の紀元節の日から實施することになりました。以下映畫法令制定の主なる點を次に記します。

- 一、營利を目的として映畫を公衆の觀覽に供する者は所轄警察署長の許可を要しますが、營利を目的としない場合は單に届出ればよいのです。以上の許可申請書は興行開始五時間前に手續をせねばなりません。
- 一、常設館に於て上映する外國映畫は一ヶ年を通じて一興行場に付き五十本を超過して上映することは出来ません。
- 一、映畫興行は一興行三時間であつて、興行は午後十時三十分を過ぎて爲すことは出来ません。併し所轄警察署長の許可を受けた場合は午後十一時まで延長することが出来ます。
- 一、映畫を演劇、演藝等と共に上演する場合に映畫の上映時間が右上演時間より短いときは他の興行と看做すことになつてゐます。
- 一、映畫興行者は看板、旗幟、裝飾、其の他の

00405

廣告物を掲出頒布しようとする場合は、豫め所轄警察署長の検閲を受けねばなりません。
一、映畫興行場には他人の廣告を爲すことは出来ません。

一、映畫興行者は映畫興行に關し、觀覽者を勧誘する目的で觀覽券其の他物品の配布、射伴の方法の提供を爲すことは出来ません。

一、映畫興行者は映畫興行に際し、火災其の他の事故が発生した場合は、直ちに其の旨を所轄警察署長に届出であることを要します。

一、映畫興行場其の他映畫の上映を爲す場所に於て映寫機の操作を爲すものは、地方長官の免許を受けた者でなくては出来ません。併し本令施行の際活動寫眞映寫の操作に従事中のものは、本年九月末日迄は其の儘業務に従事することが出来ます。右期間が経過した後も引續き其の業務に従事しようとする者は、本令施行後三ヶ月以内に免許申請書を提出し試験を受けることを要します。
尙免許試験は縣保安課に於て施されます。

一、縣令施行前に許可を受け、現に使用中の映畫興行場は、本令に依つて許可を受けたものと看做すことになつてゐます。

一、映畫興行者は文部大臣に於て、年少者の教育上支障なしと認定したものの一般用映畫を上映する場合を除く外、十四歳未満の者に映畫を觀覽せしめることは出来ません。但し保護者の同伴して居る六歳未満の者は差支へありません。

一、映畫興行者は知事の命令があつた時は官廳映畫又は推薦映畫を上映せねばなりません。

一、映畫興行場の従業員は各其の左胸部に従業員マークを表示しなければなりません。

※ ※ ※ ※ ※

00406



常會の

一般的常識

一 常會の意義目的

常會とは市町村民が毎月一回以上期日、時間を定めて一場に集まり、互に膝をつき合して精神教化のことや、市町村の自治を進めることや、産業を興すことや、經濟更生のことや、國民精神總動員の運動等國民生活の全面にわたつて相談し合ひ、之を明日の生活に移して行く會合のことで、例會或は月並會などと同じ意義である。

急を要する場合に臨時の常會を開くことのあるのは言ふまでもないのであるが、一年に一度や二度開く總寄合や寄合などは、常會の

基にはなるけれどもそれだけではまた常會とは言ひ難い。

二 常會の必要

新東亞を建設するといふ大業を成し遂げるには、國民が一人残らず心を合せ力を合せて總親和、總努力、一體となることが肝要である。それには先づ國家の細胞である市町村が一つの家族のやうに一体となることが大切である。そこで、役場とか學校とか神社寺院とか、各種團體などが思ひ／＼の計畫でばら／＼に活動してゐたのでは、丁度人間の手や足や頭や胸が別々になつてゐるやうなもので、本當に力強い身體は出来ないものである。

それ故この種の機關を一つに結んで、各機關が相互に家族のやうなつながりを持つことが大切である。市町村長が家長となり、各種機關は一家族の一員として家の仕事を分擔するのである。家庭で家族の者が仕事を分擔したり共同したりするやうに、市町村といふ家庭の仕事も分

けたり共同したりせねばならぬ。家族としての仕事、即ち市町村民としての仕事や國民としての仕事を完全にやつて行くには、お互に磨き合ふと共に又絶えず仕事の打合せをする必要が起る。常會では市町村民が集つてそれをやるのである。

以上のやうなわけで、常會の任務とするとこゝろは市町村民が一家族のやうに融和すること、政府や役所の考へを行はうとすることが市町村民の誰にもよく納得が出来て、進んで協力實行するやうになること、市町村民のお互が生活をしてゐる實情から、希望したり改善したりする事柄を話し合ふことなのである。これ等は立派な國家、立派な國民となる上に大切なことであつて、常會によつて初めて達し得るのである。

わけてもこの事變下では、時局の正しい認識を得て時局に即應する色々な實踐をすゝめて國家の總力を發揮するには、常會のはたらきにまつ所が非常に大きい。

三 常會の種類

常會と一口にいつてもこれは一通りではない市町村長が中心となつて市町村各方面の幹部が會合する市町村常會、市や町の町内全戸で會同する町内常會、村内の部落全戸で會同する部落常會などがあり、尙大きな町内では隣保班とか部落の大きなものでは更に組内をつくつて常會を開く五人組、十人組もあり又家族だけで開く家族常會もある。

又、役所とか會社や銀行、工場、鑛山、さては學校などで開く職場を中心とした特殊常會もある。しかし縣としては市町村常會と町内常會、又は部落常會との急速なる普及と活動を望んでゐる。市町村常會と町内常會、又は部落常會とは車の兩輪のやうなもので、是非これを兩立させたいのである。これが一通りよく行くやうになつたら特殊常會や家庭常會の方に及ぼしたい。

四 市町村常會

市町村常會は前にもいふやうに、市町村各方面の幹部が會員となつて市町村長が中心となり

經營するものであつて、その役員は自分の市町村が振興する基本の調査をなし、それに基いて一貫の方針を定めること(市町村是)、そしてそれに従つてしつかりした方針と計畫を持つつ然とした活動をして行くことや、町内常會又は部落常會で共通しなくてはならない申合や實踐の事柄を、調査したり審議したりするのである。従來市町村振興會とか經濟更生委員會、教化村などとこの常會をやつてゐる地方はきつとよい成績を収めてゐる。理屈だけの計畫、計畫だをれの委員會などの非難は、常會に對する用意と活用とが等閑にされてゐる場合が多い。

市町村常會の會員は市町村會議員、町總代、町内常會又は部落常會の司會者、學校長、各種の團體長及び委員會、その他學識經驗あるものゝ中から三十名位までの内で市町村長が委嘱し任期などは市町村の都合もあるであらうが、相當年月繼續するやうにしたいものである。

開會の時期はなるべく月の初めか終りに近い日の午後、二時間位が適當である。集會場所は

市役所、町村役場、學校、神社、寺院等が好都合である。

五 町内常會及部落常會

町内常會や部落常會の役員は、常會の役目をこゝではほんとうに果すのが主眼である。膝つき合せて一家のやうな氣持になつて、市町村常會で定まつた共通の申合せ事項を愈々實行する相談をしたり、部落限りの關係事項を懇談して決するはもとより、國や縣などで望まれる事柄をよく納得して實踐の申合せをするのである。その上かうした集りの際に國の有様、世の動き、人の道、新しい出來事などについて見聞を廣めたり心を養ひ、歌謡や映畫やレコードなどで心の塵を掃ひ、垢を落して新しい元氣を出す源とするのも亦大切な役目である。

町内常會、部落常會の決定事項は五人組、十人組、隣保班等で實踐することにした。町内常會や部落常會の區域は、昔からの部落などはなるべくその區域を一單位としたがよい

00409

従つて其の戸數は一定しかねるが、二十戸三十戸位から五十戸位迄を單位とするのが適當で五六十戸以上の大部落では適當に二、三十戸位に分けて、所謂小字又は組で開くのが便利な場合もあらう。町内常會には町内の事情により隣組隣保班の世話人とか班長などの常會を適當とする場合もあらう。こんな場合には更に組内や班内の常會を必要とするのである。

併しあまり戸數が少なすぎると、共同の力によつてなしとげられる方面に困難が出来たり、部落全體に亘る事柄の決定が圓滑を缺いたりしてはならないから、そこは適當に區分せねばならぬ。

同じ町内や部落が數常會に別れるときは、年に二、三回の連絡の常會が必要となる。

集合の場所は町内又は部落の公會堂、青年會館、區長宅、各戸まわり持ちなど情況に應じて定めたがよい。

集會はその部落々々の都合のよい日の夜間二時間位が適當である。出席は毎戸留守番を一人

位残して家族全部の出席が理想であるが、少くとも各戸二名以上出席したいものである。出席者が戸數に對して百パーセントでは決して満足すべき状態ではない。

町内常會の司會者は町總代又は區長に、部落常會の司會者は區長又は農事實行組合長等に願ふが至當に考へられるが、地方の事情によつて最も適當の人を求めることとならう。

六 常會の指導者

市町村常會は市町村長を座長として話をすゝめるのであるから、指導者を必要としない場合もあらうが、然し協議の主題に關係ある縣郡等の關係方面から係の者が臨席する事は、連絡上からも、又疑義を質して眞義を知る上にも必要な場合があるであらう。部落常會にあつては部落自體の自發的な會合であるから、別に指導者を要しないやうであるが、常會に馴れるまでの手引として、或は常會のもつ教化性を充分に伸す意味からも適當の指導者のあることは極めて

00410

望ましい。これがために市町村常會に指導組織を持つて部落を擔當し、又は各事項を擔當することは常會の進展上有效なことである。

常會が中途で活氣を缺いたり、成績があがらぬのは、常會に充分馴れて自發的になり切れないうちに指導者の熱意が鈍つたり、指導者がその指導資料に缺乏を生じて指導力が停頓するによる場合が尠くない。指導者が率先して躬行するはいわすもがな、終始一貫の精神で當らなくてはならないと共に、指導の資料を得ること、自己の修養研鑽を怠らないことは指導者として大切な心得である。

七 實施上の注意

常會を實施する上についての注意

1 市町村常會と町内常會及び部落常會とは

緊密な連絡を保つことである。

よく市町村常會なくして町内常會や部落常會を開いてゐる處があるが、それは効果が半減される。

2 常會の仕事は一人一役主義であつて、一

二の幹部で獨占しないこと。

3 皆が發言するやうに、特に婦人や家庭に關する事項には婦人の發言し易いやうに心掛けること。

4 開會や閉會の時刻を嚴守すること。

5 この時に各種の貯金や税金を持ちよることも便利である。

6 この會合に他の會合を合流させて諸會合の調整をはかること。

7 出席簿と日誌(又は記録簿)と、町内常會、部落常會には市町村常會への報告書を用意すること。

8 經費は成るべく使はぬやうに努めること

八 常會進行順序の例

一 開會の挨拶

一 修禮

一 静座

一 遙拜(禮拜)

- 一 默 禱
- 一 國 歌 齊 唱
- 一 勅 語 (詔書) 捧 讀
- 一 市 町 村 是 綱 領 等 齊 唱
- 一 通 達 及 報 告
- 一 協 議、懇 談、申 合 せ
- 一 講 話 (研究發表)
- 一 (趣 旨 發 表、清 興)
- 一 靜 座
- 一 遙 拜 (禮 拜)
- 一 修 禮
- 一 閉 會 挨 拶



節米と列國の經驗

米を大切にすること、感謝を持って戴くこと、

その消費を合理的に節約することは、凡そ平時と戦時とを問はず我々國民の當然の責務であるが、特に銃後の護りの完璧も國民主食たる米が最も合理的に節約出来るか否かに懸つてゐるのであつて、若し萬一この米の節約を疎かにするものが根絶しなれば、過去四年の間戦線の勇士達が血を流し骨を曝して戦ひ続け、國民が總力を擧げて汗と膏で闘つて來たことも、新東亞建設も晝餅に歸する結果となるのである。

今、戦時に於ける食糧の充實確保が如何に戦争遂行の上に重大な關係を有するかと云ふことに就て、過ぐる第一次歐洲大戰當時に於ける各國の食糧問題、食糧難の概況を紹介したい。これは現在我が國にとつては單に一篇の歴史、遠く離れた外國の實例、他山の石と云ふに止らず採つて以つて良薬となすべきものである。

英 國

先づ英國は太陽の沈むことがないと云はれる。世界各地に廣い殖民地を有し、並有數の商

船と軍艦を有しながら、戦争開始以來二ヶ月を出でずして既に食糧の不足を來し、徹底的な統制を行はねばならぬ状態に陥つたのである。即ち最初に不足を生じたのは砂糖であり、續いて小麦、肉類、馬鈴薯に至るまで順次統制を行つたのである。

佛 國

食糧問題に就ては佛國は英國以上に深刻であつた。その原因は海運の不安、船舶の不足からの輸入の減少と、國內に於ける食糧生産の減退からであつた。この國內生産高の減少は活動する男子の六十二パーセント、即ち農村から三百七十萬人以上の動員が行はれた爲に勞働力が不足したこと、加ふるに最も優良なる農耕地の約七パーセントが戦争の爲に荒廢地となり、それに肥料や農業機械の不足、又政府の徵發や價格の統制が生産力を全面的に減退せしめたのである。

獨 逸

次に獨逸は大戦前まで假令輸入が絶へることがあつても國內食糧の需要は自給出来るから國民食糧に不安はないと信じて居り、又戦争が長引くとも豫想せず、従つて食糧政策に就ては準備と計畫を怠つてゐたやうである。

然るに開戦後間もなくその誤りが暴露されて小麦、大麦、燕麥の不足、續いて卵、豆、魚、肉類の不足に氣付いた時は既に遅く、急激に、實に徹底した食糧の統制を斷行したのであるが遂には國內の動亂となり、その影響が戦線に及んであの惨敗となつたのである。

米 國

米國は聯合國第一の富める國であつたが、海を越えた歐洲の戦線にある自國軍隊への送附食糧は勿論のこと、英佛等聯合軍への食糧補給の爲に全力を擧げて全國民に呼びかけ、戦時食糧の充實につとめたのである。當時の言葉に、「食ふべきものは必要の最少限度に止めよ」又「パンの一塊を節約せよ！」特に婦人に向つては

「小麦を節約せよ。貴女方は佛國の婦人を救はうとは思はないか。あの人は飢餓と闘ひながらも自分の子供や塹壕の中で闘つてゐる夫や子息を養ふために苦心慘澹してゐるのだ。」更に少年少女に向つては「小なる米國人よ君達小さい者は小さいながらの力を盡せ、皿の上に何物も残してはならない。そして戦線に送れ……」何といふ雄々しい力強い呼び聲であらう。我々はこの聲を深き感激なくしては聞き得ない。今我國が老若男女一億一心、一体となつて戦争目的の完遂に邁進してゐる秋であればこそ尙更のことである。

米に現せ 堅忍持久

かくの如く、戦争ともなれば世界の寶の庫と云はれる米國に於てすら、この様に物資の不足から逃れることが出来ず、殊に食糧問題に就ては東西古今の戦争の歴史がよく物語つてゐる處である如何に「瑞穂の國日本」と雖もいつまでもこの例外に立つことは出来ないのである。

併しながら我國が、過去四ヶ年の開戦ひつゞけて尚ほ今日の如き健康なる状態にあることは實に天の恵み、人の努力の有難さである。國民は實によく闘ひ續けてゐる。戦線に於ても銃後に於ても眞に克く堅忍持久してゐる。この際なほ特に「米に現はせ堅忍持久」と云ふ標語を叫びたいと思ふ。

戦争が長期に亘るにつれて物質的にも精神的にも國內問題、國際問題等凡てのことが今までのやうに行かなくなることを感じ、それに對する心構へを持たなければならぬ。又、人の力によつて如何ともすることの出来ないこと、例へば昨年の早魃の如き、この爲に食糧の主要物である米に關して決して樂觀を許さない狀況を示したことはお互に痛感してゐる處である。その他の食糧、物資に於ても天災地變による損害がないとは云へない。それ等に對して決して「不用意」であることは斷じて許されないことを國民はひとしく自覺してゐなければならぬのである。



二千六百年

記念貯金

を 奨 む

貯金の大切なことは昔から云はれてゐることであり、一家將來の計を考ふるもの必ずや貯蓄を基礎とすべきことは云ふまでもない。しかし現下の状態は、貯金はたゞに一身一家將來の計たるに止まらず、國家の大事たる今事變の遂行東亞新秩序の建設の上から、その戦費を調達するために最も重大な役目を持つてゐることを忘れてはならない。又一面刻下の物價昂騰の趨勢を抑止して、國民生活の安定を期する點から云つても貯金は公債の購入其の他の貯蓄方法と共に、國民の重大なる任務となつてゐる。公債のことについてはこれまで度々記し、近く本報第四十號及び第四十二號にも記した所であるが、郵便局では、特に榮えある紀元二千六

百年を永遠に記念するための記念貯金取扱を去る二月十一日の紀元節から始めてゐる。この佳き年を心から祝賀すると共に、將來の子孫の爲にこの慶祝の記念として記念貯金を始めることは、個人としても團體としても實に意義深いことと云はねばならない。郵便局で目下勧誘してゐる記念貯金は次の四種である。以下簡単に説明する。

月 掛 貯 金

貯金をすればよいことは誰も承知してゐながら、いざ實行となると月々の貯金は面倒であつたり、少々都合が悪いと思つてしまつたりしがちである。この意味からこの月掛貯金や次の集金貯金は非常に便利である。

記念貯金のために當分發行してゐる記念通帳には、大和島根を表はした美しい圖案が施してある。毎月二圓、三圓、五圓、七圓、十圓の内一定の金額を集金人に渡して預入するもので、据置期間は二年、三年、五年、十年の種類がある。利率は年三分三毛六糸である。(この貯金

00415

は市制施行地は取扱はない所がある。

集 金 貯 金

一定の貯金豫定額(百圓又はその倍數)に達するまで毎月二圓、三圓、五圓、七圓、十圓のうち都合のよい額を集金人に預入するもので、利率は年二分七厘六毛、記念通帳は建國創業を表はした圖案を施したものを當分發行される。

規 約 貯 金

官衙、學校、工場、町會、部落等多數の貯金者が貯金組合を作つて、濫りに拂戻しをしないと云ふ規約を設けて預入するのである。通帳には次の据置貯金と共に大和三山(耳無山、畝傍山、香久山)に金鵝を配した綺麗な記念マークを貼付される。

据 置 貯 金

三年乃至十年間拂戻しをしない約束で預入するものである。利率は年三分三毛六糸。毎月一日實施の「興亞奉公日」には、皆が一層生活を緊縮して浪費を慎んで居るのであるが、この日は郵便局でも窓口取扱を一時間延長して

郵便貯金預入の便宜を計つて居り、且つ當日預入すれば郵便局でその通帳に興亞奉公日のマークを貼付して貰へる。

又來る三月十日は、明治十二年畏くも 明治天皇の 勅語を拜し、太政官から勤儉貯蓄の布告を發せられた「勤儉貯蓄記念日」である。

貯金は永續して行ふことによつていよくその威力を發揮する。据置貯金利率年三分三毛六糸によつて貯蓄利殖を計算すると次のやうになる。

□毎月一圓宛預入すれば

七、五九四圓

紀元二千七百年に

一五八、七三一

紀元二千八百年に

三、一六六、六八八

紀元二千九百年に

六三、〇三一、七五〇

□紀元二千六百年に因んで假に二千六百錢即ち

二十六圓を据置貯金にして置く

圓 錢

紀元二千七百年に

四九八、二二

紀元二千八百年に

九、九一一、六五

00416

紀元二千九百年に 一九七、二五八、七七
紀元三千年に 三、九二五、八六〇、九一
と云ふ龐大な金額となる。

—(○)— —(○)—



軍手、ゴム靴、地下足袋の

配給統制に就いて

本縣ではゴム關係として勞働用の軍手、地下足袋、小學校兒童用及び鑛山勞働者用のゴム靴の配給を統制することになつてゐますが、その統制配給の概要を記すと次の通りであります。

▽軍 手

勞働用軍手は、鳥取縣織物雜貨小賣商業組合

聯合會が、本縣に割當てられた數量の軍手を日本内地莫大小統制株式會社から直接購入して、之を所屬組合及び各其の組合員(配給者)別の取扱數量を決定し縣の承認を得て配給者に渡し、配給者は各其の割當の範圍で需要者に販賣する一方、毎月その前月分の受拂報告書を所屬組合に、組合は之を取纏めて聯合會に送付し、聯合會はこの所屬組合の送付した受拂報告書を纏めて縣に報告することになつてゐて、別に切符制は採用して居りません。

配給せられる軍手には總て印章が押捺してあつて、その販賣價格は次の通りであります。

第一回配 給 品 印 章

鳥 1

一號(一五〇匁付) 一双に付き 拾八錢

二號(一八〇匁付) 一双に付き 貳拾參錢

第二回以後の配給品 印 章

鳥 取

一號(二五〇匁付) 一双に付き 貳拾參錢

二號(一八〇匁付) 一双に付き 貳拾七錢

▼ ゴ ム 靴

小學校兒童用及び鑛山労働者用ゴム靴に就ては、縣で各學校別鑛山別需要状況を調査の上その割當數量を決定し、學校長及び鑛山經營者はその割當數量の範圍に於て各需要者に「ゴム靴購入票」を交付します。

鳥取縣ゴム靴卸賣業組合は、日本護謄被服類商業組合聯合會から本縣割當ゴム靴を購入して之を各ゴム靴小賣商人を以て結成してゐる團體(小賣商組)に配給しますから、需要者は小學校長又は鑛山經營者の發行した「ゴム靴購入票」と引換へに購入するのです。この購入票は全部小賣商組、聯合會を経て縣に送付されます。

▼ 地下足袋

地下足袋の配給統制については、縣は各市町村及び鑛山に於ける需要状況を考慮の上配給數量を割當て、その割當數量に該當する「地下足袋購入票」を當該市町村及び鑛山經營者に交付します。この購入票はその指定期間中本縣内に於てのみ有効であります。

地下足袋は鳥取縣地下足袋卸商業組合に於て本縣に割當られた數量を全國地下足袋共販株式會社から購入して所屬配給者を通じて需要者に販賣するのであります。需要者は縣の發行した購入票引換でなければ之を購入することが出来ません。

引換へた購入票は配給所で直に消印を施されて、毎月卸商業組合に集められ該組合は毎月前月分の受拂報告書と共に縣に提出します。



國民貯蓄增加成績

國民の貯蓄は聖戰遂行途上の最も重要な事項の一つである。さなごだに物價騰貴の趨向は

油斷のならぬものがある上に、作年歐洲戰亂の勃發以來この問題は益々困難を加へる状態にあつて、政府は低物價政策にいよ／＼拍車をかけねばならぬこととなつてゐるのであるが、物價の昂騰は軍費調達上非常な障礙を與へるものであると共に、一面國民生活の上に重大なる不安を招來することは云ふまでもないことであつて萬一前の歐洲戰亂末期に於けるドイツの如き悪性インフレーションを惹起するやうな事となつては、到底戰を續けてこの大業を遂行することは不可能とならざるを得ない。

然るに物價の昂騰は國內に通貨の氾濫するところが最大の原因をなすものであるから、現下の如く軍需工業其の他事變關係の事業の般賑に伴つて、その方面の現金収入が増加する状態に於ては、國民は極力購買力を抑へてこれを貯蓄に廻し、さうでない方面に於ても力めて生活を引き締めて貯蓄して國策にそひ、物價上昇の抑制に努めると共に自家將來の安定を期することが最も大切なのである。實に貯蓄は「國の爲」で

あると共に「身の爲」である。

政府は昭和十四年度の國民貯蓄目標として百億圓を標準とし、國民の協力を求めて極力その達成に努めて來たのであるが、昨年四月より十二月に至る四分の三箇月の間に於ける國民貯蓄の増加額は七十四億四千百萬圓に達し、これは前年度の同期間に較べて非常に増加して居るとは勿論、前年度一箇年の貯蓄実績額をも凌駕して居るのであつて、まことに喜ばしいことである。

しかし第四半期即ち一月より三月に至る貯蓄増加は、従來比較的多額に上らない傾向にあるし、一方戦費の膨脹に伴ふ國債消化の促進はいよいよ緊切を加へる事情にあるので、一層自肅して生活を緊縮し、貯蓄目標達成に邁進せられんことを希望する次第である。

左にこの四月乃至十二月の間の本縣貯蓄増加額及び國民貯蓄増加の成績を記して参考に資することとする。

鳥取縣貯蓄增加額

期間	郵便貯金	銀行貯金	無盡會社 資金	信用組合預金	計
自昭和十四年 至同 四月	九四、八二六	三、一九九、四七〇△	一〇、一三六	六七五、四九八	四、八九、六四六
自同 七月	二、七五〇、三四	一、九〇〇、八二七	三、七五五	二、二二〇、六四	六、九七五、九八一
自同 十月	一、五五六、三四〇	四、八五八、〇五二	五、〇〇〇	二、六五四、五〇一	九、一三二、九二二
計 (自四月 至十二月)	五、二六一、四九〇	一〇、〇三六、三〇八	七五、六四八	五、五四二、〇六三	二〇、九七七、五四九
參考 自昭和十三年 至同 四月	二、九四、〇八七	二、八九三、四五五	三、八五五	六、七八七、〇〇〇	一二、七二二、三九六

(本計數は確定數字なきものは推定を加へたるを)
以て、後に變動することあるべし

國民貯蓄增加額 (單位百萬圓)

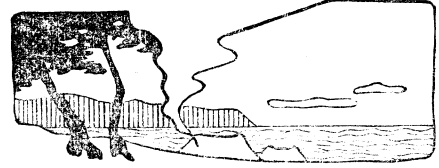
期間	郵便貯金增加高	簡易保險積立金增加高	郵便年金積立金增加高	銀行預金增加高	信用組合預金增加高	金銭信託增加高	保險會社準備金增加高	無盡會社資金增加高	小計	私人有價證券投資增加高	合計
自昭和十四年 至 六月	三三〇	七〇	九一、二九五	一六九	六〇	一一五	一五	二、〇六三	四六三	二、五三六	

期間	自至	自至	自至	計 (自四月 至十二月)	參考 昭和十三年 自至					
七月	四〇四	六	一〇、一七三	一七	一〇一	一一五	二七	二、〇七〇	五二二	二、二九一
十二月	三三五	五〇	三、一七九	一七〇	六八	一〇六	二二	二、四五	六七九	三、二四
計 (自四月 至十二月)	九五九	一八	三、四、三五九	五二〇	三三〇	三三六	六五	六、五七八	一、三三三	七、九四二
昭和十三年 自至 十二月	五七四	一三	一九二、四四六	二九九	一四四	二八七	四五	三、九四五	一、七〇三	五、六四七

備考

- 郵便振替貯金及び銀行當座預金の増加は除外せり
- 金融機關相互の預け合ひは除除せり
- 私人有價證券投資増加は該當期間中に於ける國債、地方債、社債、及株式拂込金の純増加高(發行高より償還高を控除したもの)より各種金融機關所有有價證券擔保貸付金並に政府所有有價證券の純増加高を控除せり

※ ※ ※



疫と人口

マルサスの人口論が一の計數的理論に過ぎないものであることは、既に多くの認むるところであるが、戦争と疫病と飢饉とか、時折適當に調節するといふ事實はまだ幾分か残されたる問題である

◎ 戦争、疫病、飢饉も、原始時代ならいざ知らず文化的體系備はり、交通

開けた今日に於ては、少くとも人口問題に關係する程のことはあり得ないといふが、事實は果してそんなものであらうか。

飢饉に依る飢餓死は、支那奥地か西比利亞内部等に相當の數に上ることはあり得るが、差當り問題とするには足りないとして、戦争と疫病とは、文明國の現在に於ても所在に之を見て居るのである。

その影響は果して如何なるものであらうか。差當り世界一の正確なる人口統系を有する我が日本帝國の過去を一瞥して見る。

日本に於ける近代の戦争年代前後の死亡率を先づ摘記して見ると左の如くである。

年次	死亡者數	人口千に付死亡
明治二十五年	八六六、九六八	二、六
二十六年	九七三、六四四	三、七

日清(戰役)	二十七年	二十八年	二十九年	三十年
死亡者數	八四〇、七六八	八五三、四三三	九三三、八三三	八七六、八三七
人口千に付死亡	二〇、一	二〇、二	二二、四	二〇、三

即ち日清役の明治二十七年は、人口對死亡率は其の前後より却つて低かつた。寧ろ其の前後の年が高率であつたが、之には赤痢及び痘瘡の流行があり、二十六年は二十五年よりも此の兩病だけの死亡で實數二萬八千人程多く、戦争の二十七年よりは一萬一千人程多い。九十萬人の總死亡者に一萬一二人の死亡は、千人に付一―二人の差となるから、右の明治二十六年前後の死亡率の差は、この二つの疫病だけで解決が付けられ得るのである。戦後の二十九年も、前年に比して赤痢と痘瘡だけで一萬二千餘人多く死んで居る。二十八年に「コレラ」で四萬人も死んで居るが、それでも死亡率は高くない等を

見ると戦争の影響は死亡率に現はれて居らない

日露役の明治三十七―八八年は、其の前後の年に較べると千人に付一―二人増して居るが、此等の年は前後の年間較上の疫病の死亡數に大差がないのを見ると、之は矢張り戦争の影響と考へ得るが、此の程度の差は、更に前後の各數年間を見るとき他に例もある。即ち戦争の影響があつても大したことはないといふことになるのである。

更に眼を大にして明治の初頃から其の末年迄四十餘年を通覽して見ると、明治十八年(人口千に付死亡二三、二)と同十九年(同上二四、四)の二例が目立つて居るが、十八年は「コレラ」赤痢、「腸チフス」、痘瘡の四者の死亡が前年より一萬七千人も多く、十九年は十八年よりも更に十一萬人(コレラにて十萬八千餘人死亡)も多く死んで居る爲、明治年間最高の死亡率を示して居るのである。

近代に於ける悪性感胃の世界的流行は、各國の死亡率を如實に變化させて居る。該流行年である大正七八九年前後の率を見るとき左の如くである。

年次	各國				
	日本	英國	佛國	伊太利	獨逸
大正五年	二、五	二、四	二、三	二、九	二、二
六年	二、四	二、四	二、六	二、二	二、六
七年	二、六	二、七	二、六	三、三	二、四
八年	三、八	二、八	二、九	二、八	二、五
九年	二、五	二、三	二、二	二、八	二、一
十年	三、七	二、五	二、七	二、四	二、三
十一年	三、三	二、三	二、五	二、七	二、四

斯様にして大正七年は各國とも例外なく死亡率激騰し、多きは前年よりも二三、八%(伊太

利) 少なきも三、〇%(英國) 増して居る。即ち多きは八割に近く、少なきも二割以上増加して居るのである。百萬人の死亡者は百二十萬人から百八十萬人迄増して居る譯なのである。

◎ 先年の第一次歐洲大戰で、獨逸は人口千人に付四―五人内外の死亡が増して居つたのが、その最終年(一九一八年)に例の悪性感胃があつたので、俄然として更に五人内外増加して居り、佛國も一九一八年には更に三割近く死亡率が増加し、英國の如きは戦争中最高一六、二%(一九一五年)が一九一八年には一七、八%に増し、伊太利の如きは戦時中最高の更に六割以上も増加して居る。即ち當時の歐洲各國は死亡の數に於ては流感の爲に大戰以上の人命を失つて居るのである。

固より戦争は壯丁を殺し、疫病は老若男女に係はらぬだけの差はあるが、人口問題としては斯様な譯であつて、而もそれは人的資源としては決して輕視出來ない問題なのである。

◎ 斯くして戦争よりも疫病と考へた時、我等は何を示唆せられるであらうか。衛生保健の問題に就て一段と目覺めねばならぬのはこの點である。

若しそれ、人口問題の全般に就て論ずれば、死亡者の増減のみが人口問題ではないことは勿論であるが、人口増加が必要であつて、それが生産の増加と死亡の減少にあることを思へば、死亡の減少は正に半面の勢力を持たねばならぬのみでなく、徒らなる生産の増加により多産多死の傾を誘致するよりも、まづ以て死亡數の減少を心掛けねばならない。それには先づ疫病死の減少が人為的に企圖せられ得るものであることを牢記すべきである。

因に、最近十年間に於ける此等疫病死の數を上げて見ると左の如くである。

日本内地累年豫防し得べき疫病による死亡者數

	昭和二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
コレラ	一	一	二六	〇	〇	二	〇	〇	〇	〇
赤痢、 疫痢	九、四七九	二、三〇〇	一三、六三三	二二、三七五	二、三三六	二、八六五	一四、三〇〇	一四、七九〇	一五、〇六六	一五、七四〇
腸チフス バラチフス	七、八三六	八、六八三	七、八九八	八、二二七	七、九三六	六、八九七	七、五九〇	八、〇七一	七、二三三	六、七六〇
痘瘡	九三	一一〇	一二	二	一	四五	五六	三六	一五	二九
發疹 チフス	一	一	一	〇	二	二	一	三	一	一
猩紅熱	二九	二三五	二四五	三〇七	三四	三五	四〇八	五〇九	五三	四八七
チフ テリヤ	三、六九三	四、〇八六	四、五五六	三、八〇三	四、三九一	四、三五八	五、二七四	五、〇九〇	四、三七三	四、一九四
流 脊	二五	一八六	二六一	二六八	一七五	一六一	三三	六五七	七三九	六四
(小 計)	二、五八六	二四、四九二	二五、六五六	二四、八七二	二五、一四五	二四、六六六	二七、七七〇	二九、一五六	二七、八〇〇	二七、八三五
麻 疹	一三、四七三	一一、二三	一六、〇七〇	五、九六五	一三、六九一	六、三〇〇	八、四〇〇	九、七八七	九、八二六	五、二六四
百日咳	九、一四七	一一、四〇〇	九、八三三	七、四三七	八、三六〇	一四、六五七	六、一五七	八、五〇〇	一一、二二六	九、七五一
流行性 感冒	八、一五一	九、六六九	八、四八〇	五、二〇七	一五、六七八	五、三七〇	四、七六五	一〇、一四三	三、〇七〇	八、六七〇

マラリヤ	一七三	一六四	九七	六〇	六三	六八	七四	五	五二	七六
其他ノ傳染流行病	一九、五〇一	二〇、一九五	三三、八七	二二、〇九五	二二、四五一	二二、四三二	一〇、一七七	九、四五二	一一、五七〇	九、九〇九
(小計)	五〇、四三三	五二、五五〇	五七、二六六	三九、七六四	五九、一四三	四八、七四六	二九、六二三	三七、九五	三六、七三	三三、六七〇
合計	七二、九八一	七三、〇四二	八二、九五二	六四、六三五	八四、二八八	七三、四二二	五七、三三三	六七、〇〇九	六四、五三三	六二、四九五



戦歿軍人寡婦
教員養成

即ち一ヶ年七萬乃至八萬の死亡は、此等の疫病に依り斃れてゐる。特に又斯く並べて見ると世人の聳目する法定傳染病の死亡に對比して、麻疹、百日咳等が多大の數に於て死亡し、幸多かるべ若き人生に災して居る狀況をまざぐと見せられるのである。

時恰も人的資源涵養の基礎的事實として、乳幼児の保護が高調せられる秋、等閑視し得ない數字である。

戦歿軍人軍屬の寡婦であつて中等學校、小學校教員、幼稚園保姆とならうとする人に對する養成施設については、昨年から軍事保護院で實施されてゐますが、本年も次の要項によつて募集されることになりました。

一 目的

戦歿軍人軍屬の寡婦であつて中等學校教員、小學校教員、又は幼稚園保姆とならうとする熱意と、之に適する素質とを有する者と對し、必

△ □ ▽ △ □ ▽

要な教育を施し修了後それ／＼教職に就かせ、彌々榮譽ある家門を顯揚せしめようとするにありませ。

- 二 名稱及所在地
- (一) 中等教員養成
 - 東京特設中等教員養成所
 - 東京女子高等師範學校内
- (二) 小學校教員養成
 - 宮城、東京、岐阜、兵庫、廣島、熊本各特設小學校教員養成所
 - 宮城縣、東京府、岐阜縣、兵庫縣、明石廣島縣三原、熊本各女子師範學校内
- (三) 幼稚園保姆養成
 - 奈良特設幼稚園保姆養成所
 - 奈良女子高等師範學校内
- 三 修業年限及定員
- (一) 中等教員養成所

- (二) 二箇年 毎年凡三〇名
- (三) 小學校教員養成所
 - 一箇年 一ヶ所凡二〇名
- (四) 幼稚園保姆養成所
 - 一箇年 凡三〇名
- 四 入所資格
 - (一) 戦歿(戦傷死を含む)軍人軍屬の寡婦(事實上の妻を含む)たること
 - (二) 品行方正、意志鞏固、思想穩健、身體強健の者なること
 - (三) 教員免許令第五條及小學校令施行規則第百四條に該當しない者であること
 - (四) 學歷については市役所又は町村役場に問合せて下さい
- 五 事業開始の時期
 - (一) 昭和十五年四月より開始するもの

東京特設中等教員養成所
岐阜、兵庫各特設小學校教員養成所

(二) 昭和十五年九月より開始するもの
宮城、東京、廣島、熊本各小學校教員養成所

奈良特設幼稚園保姆養成所

六 出 願 手 續

入所志願者は、市役所又は町村役場について問合せの上、必要書類を取揃へて願書締切の期日迄に鳥取縣知事に提出すること
尚中等教員養成所と幼稚園保姆養成所、又は小學校教員養成所への併願は差支へありません。

七 願 書 締 切 の 期 日

東京特設中等教員養成所
岐阜、兵庫各小學校教員養成所は昭和十五年三月五日
宮城、東京、廣島、熊本各特設小學校教員養成所

奈良特設幼稚園保姆養成所は昭和十五年七月三十一日

八 特設小學校教員養成所の入所出願區域

本縣の人は、兵庫特設小學校教員養成所になつてゐます。しかし本人の希望、其の他事情があるときはこの入所區域に依らないでもよいことになつてゐます。

九 授業料及學費補給等

授業料や入所検定料はいりませんが、食費其の他に關する費用は本人の負擔であります。學費に不足する者に對しては、知事に於て審査の上必要額を補給されます。受檢の爲の旅費等に不足する志願者に對しては必要額を補給されます。

一〇、教育修了後の特典

教育修了者には無試験檢定に依つて左の免許狀を授與されます。
中等教員養成所教育修了者
裁縫科の中等教員免許狀

尙禮法又は華道の成績優良な者は養成所長に於て之が履修證明書を交附されます

小學校教員養成所教育修了者

尋常小學校本科正教員免許狀

幼稚園保姆養成所教育修了者

幼稚園保姆免許狀

一一、寄 宿 舍

入所生は特設の寄宿舎に入舎せしめて人格の陶冶並に規律ある共同生活訓練をせられます但し養成所長の許可を得て居宅から通學することも出来ますし、子女を擁する者は之を同伴して寄宿舎に入舎することも出来ます。

尙、詳細御承知になりたい方は市役所又は町村役場について問合せて下さい。



共同炊事に就いて

我々の生活について、三度の食事ほど大切なものないことは今更いふまでもない。ところが日本人には昔から「腹さへ一ぱいになれば」といつた風習があつて、とかく栄養上保健上、ひいては産業能率の立場上、並びに體位向上の上から云つて寒心に堪へないものがある。どうしたら勞働する人達に栄養價値のある食事を經濟的にかつ能率的に提供することが出来るかは事變下に於て特に焦眉の問題となつてゐる。

厚生省では工場食改善について、大工場の栄養改善施設を指導し、工場食擔當者講習會等を勵獎する一方、特に從來看過されがちであつた中小工場の栄養改善案として栄養食配給の共同炊事場の設置を勸奨してゐるが、一般農村等に於てもこの施設は非常に有意義有價値の事として